

令和4年6月23日(木)

| 質問事項・内容 | 回答 |
|--|--|
| <p>1 様式の使用 企画提案書の様式は第11号を指定されていますが、任意様式での提出でも問題ないでしょうか？</p> | <p>任意様式でもかまいませんが、募集要領中「6 企画提案書作成要領」の「(1) 企画提案に必要な書類」を参照し、枚数等の規定に基づき作成して下さい。</p> |
| <p>2 ぼっちりの費用 講座受講者が考案した用途案において発生した費用は受託者の負担の範囲内でしょうか？ぼっちりの運用元である高知市の負担でしょうか？ 【例】お手伝いやボランティア等で獲得したコインを高知市内の居酒屋での飲食に使用</p> | <p>まちのコイン「ぼっちり」は、スマートフォンやタブレット端末を使ってコミュニティを促進するアプリケーションで、アプリ内で使用するコイン(ぼっちり)には、法定通貨への換金性はないことから、質問書で例示されているように「ぼっちりを居酒屋の飲食代金として使用すること」はできません。</p> <p>なお、受講生が居酒屋と調整して、「特別なメニューを注文できる権利(体験チケット)」を企画・発行し、ユーザーは、集めたぼっちりを使って、このメニューを注文することは可能です(別途、代金の支払いが必要です)。</p> <p>いずれにしろ、受託者又は高知市が経費を負担することはありません。</p> |
| <p>3 流域内・外関係人口の拡大(プロモーション) (ア)について「ぼっちり」をインセンティブとすることは可能でしょうか？またインセンティブとして使えるポイントの上限などありましたら教えてください。</p> | <p>仕様書中「6 業務内容」の「(3) 流域内・外関係人口の拡大(プロモーション)」において、「講座(流域内・外)」及び「講座受講者」自体が関係人口の呼び水となり、関係人口が自立分散的に拡大するよう設計することとしており、その際、まちのコイン「ぼっちり」をインセンティブとして活用する提案は可能です。</p> <p>なお、このことに関して、現段階で特別な制限・設定はしていません。</p> |
| <p>4 今後の取組に関する中長期的な展望に係る提案 「事業提案者ができること」というのは、本事業と別途費用が発生するような提案でも構わないのでしょうか？</p> | <p>仕様書の「8 今後の取組に関する中長期的な展望に係る提案」は、本業務(業務期間と予算限度額は募集要領及び仕様書参照)を含む鏡川流域関係人口創出事業の延長線上にある中長期の展望と提案者の役割を提案いただき、本業務及び今後の参考としたい主旨です。</p> <p>提案者が役割を担うためには、本業務外の費用が見込まれるのは想定できますが、実現不可能な過大な展望と経費の見積を求めているものではありません。</p> |

